

2-122-08

国王尚灝の、中国の難民朱沛三等の護送のため都通事鄭世謨等に付した執照（嘉慶二十二（一八一七）三、七）

琉球国中山王尚（灝）、護照を給発し以て関津に憑きて以て難人を送らんが事の為にす。

照得したるに、嘉慶二十一年十一月初七日、直隸省天津府天津県の商民朱沛三等、共に二十名は、船一隻に駕し、遼東に到りて以て貿易を為さんことを要む。江南省上海に到らんとするの時、洋中陡かに大風に遇い、本国属地の粟国島に飄入す。初九夜に礁に衝りて破船す。随いで該地方官、救養し、護送して国に到る。業経に館に發りて安挿し、例に照らして廩餼・衣服等の項を給与し、部文内の奉旨の事理に欽遵して収養して解送す。

茲に特に都通事鄭世謨等を遣わし、海船一隻に坐駕し、梢役共に六十五員名を率領し、難人朱沛三等二十名を護送して前みて閩省に至らしむ。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、札字第二百十五号の半印勘合の執照一道を給発し、都通事鄭世謨等に附し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遲滞するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開、難商の名数

舵工 朱沛三 水梢 于永旺 薄儀門

孫茂徳 朱云発 王 忠

楊有信 李可発 鄭允中

趙 興 王 起 唐 玉

元 滌 張文奎 王廷弼

元毓禎 賈 旺

客人 許端書 朱万青 周徳才

以上、通船共計二十名

護送都通事一員 鄭世謨 人伴四名

司養瞻大使一員 蔡 謨 人伴四名

管船夥長・直庫二名 魏元正 柳永安

水梢共に五十三名

右、執照は都通事鄭世謨等に附し、此れを准けしむ
嘉慶二十二年（一八一七）三月初七日 給す

注（一）蔡謨 瀬名波里之子親雲上『家譜（二）』蔡景福の譜、三三二頁。

嘉慶二十二年の護送船の司養瞻大使。『宝案』では道光五年の進貢船の在船使者（卷一四〇）として名がみえる。